

平成 29 年度静岡県養護教員講習会及び養護教諭夏季研修会

平成 29 年 8 月 7 日（月）静岡グランシップにて

講演「児童虐待を通して見える社会

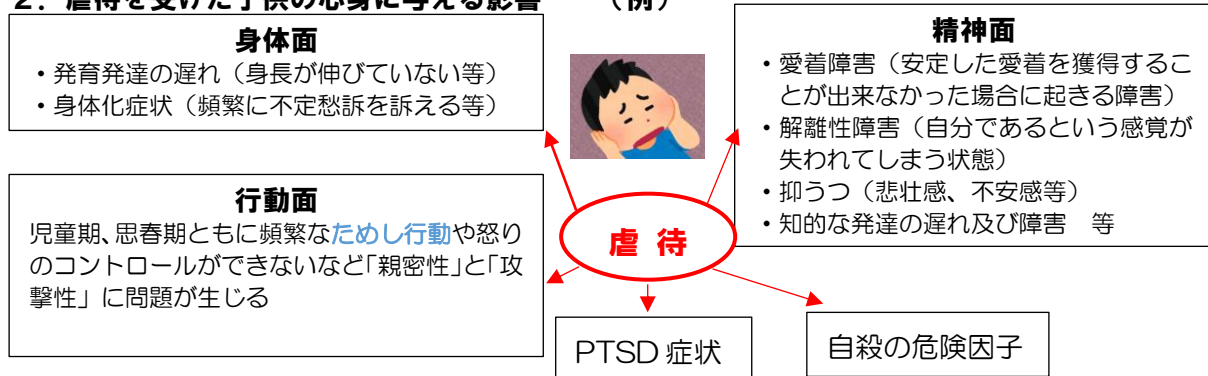
—子供の心の健康課題を敏感にキャッチする気づきの感性—

講師 静岡大学教授 鎌塚 優子 氏

1. 児童虐待の現状

児童虐待の相談件数は急増しており、中でも心理的虐待の割合が最も多い。虐待まではいかないが、不適切な育児を受けている（要観察）状況にある子ども非常に増えている（マルトリートメントの概念）。学校はもっとも早く発見できる最前線にいる。

2. 虐待を受けた子供の心身に与える影響（例）



3. 早期発見・対応のための専門性の向上

エネルギーの源であり、セルフエスティームの源である家庭は本来、「生命を保証する場」、「社会性や社会の規範を学ぶ場」、「回復の場」等の機能を果たしている。しかし、被虐待児は、「回復の場」を得られにくい。慢性的にこういう場に置かれているので、意欲を持ちにくい。理解することでその子にかける「ひとこと」が変わるはず。

➡ 早期発見・対応のための専門性（情報収集・分析 **気づきの感性**）を向上させよう

4. 発見時の対応の留意点

- (1) 問診の取り方：問い詰めるような質問は避ける、「あなたは悪くない」を伝える。
- (2) 記録の取り方：通告受理機関に情報提供ができるような記録をとる
- (3) 保護者対応の留意点：保護者同席の場で子供がこう言ったという話は避ける、虐待に気づいても保護者を責めない。

* 知的な発達に課題がある子供に対する配慮： ①一人で問診を行わない
②可能であれば録音する

5. 関わる支援者に起こる心理的影響

被虐待児は**支援者の経験してきた人生の想像を超える経験をしている**ことをしっかりと認識し、支援者自身に否定したい気持ちや信じたくない気持ちが生まれることを自覚する。

6. 発見と予防のためのプログラム

「**気づきの感性（想像力）**」を持ち、「**教育**」という言葉キーワードに予防教育プログラムを行うことが迫られている。ただし、事前に心理の専門家と連携したり、性指導後にはワークシートに記述させ、混乱や動揺がないかを確認したりすること等に留意する。

最後に…虐待を受けた子供たちは、人生のできるだけ早い時期に「信頼できる大人」に出会うことが必要。養護教諭がその一人として存在できればよいと強く思う。